

## 津山市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算（H30 概要版）

- ・ **対象** 放課後児童支援員  
※H29年度までに都道府県が行う研修を終了した者
- ・ **上限** 支援員1人当たり124,000/年  
(1クラス868,000円/年)
- ・ **内容** 経験年数や研修の実績に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けている場合に、支援員の賃金改善に必要な費用の一部を加算  
(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当等)、共済費(社会保険料)、賃金等)
- ・ **対象経費** 平成28年度の賃金と比較して、改善がなされた額。段階的な賃金改善を設けることで、平成28年度の賃金と比較して平成30年度の賃金を改善している必要があります。
- ・ **提出書類**
  - ・ 様式1～3
  - ・ 放課後児童支援員であることを証する書類の写し(研修受講修了証等)
  - ・ キャリアアップ体系を設けていることを証する書類の写し(給与規程等)
  - ・ 平成28年度の賃金を証する書類の写し(賃金台帳、給与規程等)
- ・ **事業制限** 経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本加算の対象となりません。また、賃金改善の全部又は一部が、基本額(月給や決まっている毎月支払われる手当)により行われる必要があります。
- ・ **段階的な賃金改善の仕組の例**(キャリアアップ体系)
  - ・ 毎年又は一定年数ごとに基本給・時給・賞与が改善する。
  - ・ 支援員資格取得や研修参加等の実績により手当が改善される。
  - ・ 経験年数や役職により、基本給・手当が改善する。※ 基本的な例示であり、その他のパターンも考えられる。